

2021年6月28日

山形労働局長  
小森則行様

日本労働組合総連合会  
山形県連合会（連合山形）  
会長 小口裕之

## 2021年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

さて、賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

こうした中、2020年度はコロナ禍において厳しい経営環境にある中小・零細企業を考慮し、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安を示した結果、全国における最低額は792円と未だ800円に届かず、山形県の最低賃金も793円に留まり、年間2,000時間働いたとしても年収が158万円程度で、ワーキングプアと言わざる負えない状況となっています。また、山形県は「ひとり親・子育て貧困層」や「有期・短時間・契約等で働く労働者」が拡大傾向にあり、そして、その多くが最低賃金近傍での就労を余儀なくされています。更にそのことは、山形県の喫緊の課題である「少子高齢化・人口減少・労働力の流出」を拡大させることにも繋がり、山形県経済の再生のためには、山形県の最低賃金制度が果たす役割は重要性を増しております。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善・確保をめざすと同時に監督行政の強化も行い、その実効性を高めていくことが重要視されます。一方で、わが国経済は新型コロナウイルス感染症の影響により戦後最大とも呼べる危機に直面しています。すべての国民の命と健康、生活を守るためには、あらゆる政策を総動員していく必要があります。最低賃金引き上げはその重要な政策の一つです。

連合山形は、このような現状を踏まえ、すべての働く者の「底上げ」「底支え」「格差是正」、そして山形県の最低賃金の大幅引き上げや、法の遵守について広く県民に訴え、理解を求める署名運動を行った結果、コロナ禍において署名活動が制約される中、多くの賛同を得ました。この署名を、県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金をセーフティネットとしての実効性の高い水準へ改善するため、次の事項について、積極的な対応をいただくよう要請いたします。

## 記

1. 本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が経済情勢等に及ぶ中での審議となるが、そうした情勢にあるからこそ、公労使が最低賃金制度が果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること。
2. 特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。公労使がその意義・目的を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるようにすること。
3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の更なる拡充をはかること。
4. 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。また、最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。
5. 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、山形県および市町村に対し、指導を強化すること。

以上